

IV. 施設整備の基本方針

1. 施設整備の基本方針

基本方針は、一市三町が目指す理想の斎場像を定めたものであり、新斎場建設に関して最も重要となる事項で、新斎場の建設整備の基本的な考え方や方向性を示すものである。この基本方針を踏まえて、具体的に整備を進めていく。

施設整備の基本方針は次のとおりとする。

基本方針

① 葬送の多様化に対応できる施設づくり

⇒将来の火葬需要や葬送の多様化への対応が可能な施設とする。

- ・将来増加する火葬需要や利用者のニーズに的確に応えられる施設とする。
- ・施設の長寿命化や葬送の多様化にも対応可能な施設とする。
- ・プライバシーに配慮し、他の会葬者を気にせず思い思いの葬送行為が行えるよう、個別化に配慮した空間とする。

② 人生の終焉の場にふさわしい落ち着きとやすらぎを感じる施設づくり

⇒自然光を取り入れるなど、明るい雰囲気でありながらも、落ち着きとやすらぎの感じられる施設とする。

- ・従来のイメージを払拭した開放感ある明るい雰囲気、遺族や会葬者の心情に配慮した人生終焉の場として落ち着きとやすらぎの感じられる施設とする。
- ・自然素材、自然光の積極的使用や効果的な照明など、明るく暖かみのある遺族の心を癒す空間とする。
- ・特定の宗教様式を取り入れたデザインではなく、故人との最後の別れにふさわしい落ち着いた祈りの空間とした施設とする。

③ 人にやさしく安心して利用できる施設づくり

⇒静寂性があり、交通の利便性を考慮した立地とし、ユニバーサルデザインの採用や分かりやすい動線など、利用者に配慮した施設とする。

- ・交通アクセスに優れた場所とし、自然災害に強く静かな環境の中で誰もが安心して利用できる施設とする。
- ・安全に配慮した車両の進入や車両からスムーズな乗降が可能な施設とする。
- ・会葬者の動線に配慮し分かりやすい平面計画とするとともに、ユニバーサルデザインの採用など、利用者に配慮した施設とする。

④ 周辺環境に配慮した施設づくり

⇒周辺環境に配慮したやさしい施設とする。

- ・周辺環境と調和したデザインとするなど、周辺住民等に配慮した施設とする。

- ・周辺環境を活かし静寂とやすらぎを感じる施設とする。
- ・2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロとするカーボンニュートラルへの対応など、環境に配慮した火葬炉設備を導入するとともに、周辺環境に配慮した施設とする。

⑤ 維持管理がしやすく効率的な施設づくり

⇒コンパクトで効率的な施設配置による事業費の削減や維持管理費の低減化を目指す施設とする。

- ・利用者に分かりやすい動線とし効率的な施設配置とすることで、事業費の削減を目指すものとする。
- ・過度な装飾を排したデザインの採用やメンテナンス性に優れた施設とし、改修がしやすい平面計画など環境負荷の低減についても配慮した施設とする。
- ・民間活力の活用を含め、運営にかかるコスト縮減に取り組む。

2. 火葬炉設備の基本方針と公害防止目標値

1) 火葬炉設備に関する法令等

火葬炉の仕様に関する事項は、法令等に定められていないが、火葬炉設備の設計・施工に当たっては、関連する法令等を参考にしている。

「群馬県墓地、埋葬等に関する法律施行条例」（平成12年条例第42号）では、火葬場の構造に関して次のように示されている。

- ① 敷地の境界には、障壁又は植栽等による垣根を設けて外部と区画し、その出入口には、門扉を設けること。
- ② 火葬炉には、防臭、防じん等について十分な能力を有する排気ガスの再燃焼装置を設備すること。
- ③ 場内には、管理事務所、待合室、便所、遺体安置室、残灰の保管施設その他必要な施設を設けること。
- ④ 遺体安置室及び残灰の保管施設は施錠できる構造であること。

2) 火葬炉設備の基本方針

火葬炉設備に関する基本方針は次のとおりとする。

- ① ばい煙、悪臭、騒音、振動及びダイオキシン類の除去対策等公害防止や周辺環境にも十分配慮した設備機器とすること。
- ② 諸設備は高い安全性と信頼性及び十分な耐久性を有し、かつ維持管理が容易なものであること。
- ③ 火葬炉の運転・維持管理の省力化及び諸経費の軽減が図られた設備であること。
- ④ 遺体の尊厳に十分配慮した設備であること。
- ⑤ 施設の作業環境及び労働上の安全・衛生に十分配慮した設備であること。
- ⑥ 炉停止等の緊急時における体制・対応が整備されていること。

⑦ 災害時の対応を考慮した設備であること。

3) 公害防止目標値（排出基準値）

現在、火葬炉設備は大気汚染防止法の対象施設とはなっていないが、他の斎場では同法及びその他関連条例等に定めている規制基準値を目標値として、周辺の環境に合わせて独自に基準値を定めている例が多い。

新斎場の建設に当たっては、施設整備の基本方針の一つである「周辺環境に配慮した施設づくり」に基づき、「火葬場の建設・維持管理マニュアル改訂版」（平成 24 年 12 月日本環境斎苑協会）に示されている目標値例や関係法令等を参考に、高性能な排ガス集塵装置であるバグフィルターを設置した場合の火葬炉設備の公害防止目標値（排出基準値）を次のとおりとする。

① 排ガス濃度（排気筒出口）

| | | |
|---------|--------|---|
| ばいじん量 | : 0.01 | g/m ³ N |
| 硫黄酸化物 | : 30 | ppm 以下 |
| 窒素酸化物 | : 250 | ppm 以下 |
| 塩化水素 | : 50 | ppm 以下 |
| 一酸化炭素 | : 30 | ppm 以下 |
| ダイオキシン類 | : 1.0 | ng-TEQ/m ³ N（酸素濃度 12%換算値とする） |